

射水市若者世帯定住促進家賃補助事業について

1 趣旨

本市の総人口は、平成 17 年をピークに近年では自然動態、社会動態ともに減少しており、長期的に減少傾向から脱却できない事態となることが予想される。今後は、人口減少対策を積極的に展開し、転入転出の均衡化を図っていく必要があると考える。

このため、若者の新婚世帯、子育て世帯及び転入世帯に対し、民間賃貸住宅の家賃の一部を支援することにより、若者世帯の市内定着と本市への転入を促進し、定住人口の増加を図るものである。

なお、新婚世帯、子育て世帯及び転入世帯の 3 タイプを対象とした家賃補助メニューは、県内初となる。

2 家賃補助対象者

- (1) 世帯の総所得が 300 万円未満のもの。
- (2) 市内の民間賃貸住宅に住所を有した日の前 30 日以内に当該賃貸住宅の所有者等との間で賃貸借契約を締結している。
- (3) 賃貸住宅に住所を有した日以後 3 年以上市内に定住する意思のある世帯である。
- (4) 世帯全員市税等の滞納がないこと。
- (5) 生活保護を受けていない世帯である。
- (6) 世帯員に外国人を含む世帯の場合は日本国に永住権を有している者である。
- (7) 平成 28 年 4 月 1 日以降に本市に転入又は市内で転居したもの。

3 補助要件 1 (いずれかに該当の者、重複して該当の場合は一つのみ)

(1) 新婚世帯

平成 28 年 4 月 1 日以降に婚姻届を提出し、申請時に届出を提出してから 1 年以内の夫婦であって、夫又は妻が契約者であり、いずれかが満 40 歳未満の世帯

(2) 子育て世帯

申請を行う日において 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者を含む世帯で、父又は母が契約者となっており、いずれかが満 40 歳未満の世帯

(3) 転入世帯

転入後、夫又は妻が契約者となっており、いずれかが満 40 歳未満で、転入した日前 1 年以内にいずれも本市に住所を有していない世帯

4 補助要件2（下記を除く一戸建て賃貸住宅及び賃貸共同住宅）

*（公営住宅及び雇用促進住宅）（社宅、官舎、寮等の給与住宅）（1親等内の親族が所有する住宅）（賃貸借契約の期間が1年未満の住宅）

5 補助金額

家賃の2分の1（月額上限2万円）で最長2か年

*（家賃は住宅手当や共益費等を除く額）

事務担当 建築住宅課（大門庁舎）

電話 52 - 7395